

ID: 1704

担当部署: 市民生活部 暮らし安全課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条第3項		
法令番号	平成26年法律第127号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条第3項の規定による。 (特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 633

担当部署: 市民生活部 暮らし安全課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等)</p> <p>第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 634

担当部署: 市民生活部 暮らし安全課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第1項の規定による。</p> <p>第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 700

担当部署: 市民生活部 暮らし安全課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
【基準】 法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務) 第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1123

担当部署: 市民生活部 暮らし安全課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【基準】 法第111条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日